令和９年度

坂井市の保育園
幼保園・こども園等
入園申込みのしおり

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!

すくすくジャパンは「子ども・子育て支援新制度」シンボルマークです

SAKAI 坂井市
輝く未来へ・・・みんなで創る希望の都市
健康福祉部保育課
TEL　0776-50-3088
（令和８年９月作成）

【 目 次 】

１　教育・保育施設を利用するには ……Ｐ１

２　保育認定を受けるために必要な事由 ……Ｐ２

３　保育料・給食費 ……Ｐ３～Ｐ５

４　入園までの日程と申請方法 ……Ｐ６～Ｐ11

５　坂井市外の保育施設を希望する場合（広域入所） ……Ｐ12

６　坂井市内の教育・保育施設一覧 ……Ｐ13

７　保育サービス ……Ｐ14～Ｐ15

８　Q&A（よくあるご質問） ……Ｐ16～Ｐ17

９　こどもに関する相談機関 ……Ｐ18～Ｐ19

１０　教育・保育施設位置図 ……Ｐ20～Ｐ22

１　教育・保育施設を利用するには

教育・保育施設（保育園・幼保園・こども園・小規模保育園）の利用を希望する場合には、教育標準時間認定（１号認定）または保育認定（２・３号認定）を受ける必要があります。

【教育・保育施設を利用するために行われる３つの認定区分】

認　定　区　分	対象年齢	希望する教育・保育の形態
１号認定 （教育標準時間認定）	満３歳以上	「保育の必要な事由」に該当しない場合、または幼児教育のみを希望される場合 ※ 長期休業（春・夏・冬休み）があります。 ※ 長期休業中または教育標準時間後に預けたい場合は、有料の預かり保育を利用できます。
２号認定 （保育認定）	満３歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、幼児教育の後、保育を希望される場合
３号認定 （保育認定）	満３歳未満	「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合

【保育の必要量】

保育の必要な事由によって、次のいずれかに区分されます。基本的な保育時間を８時間としつつ、保育短時間では最大９時間、保育標準時間では最大１１時間の中で必要な時間を保育します。

◆坂井市公立園における幼稚園部と保育園部の保育時間のイメージ

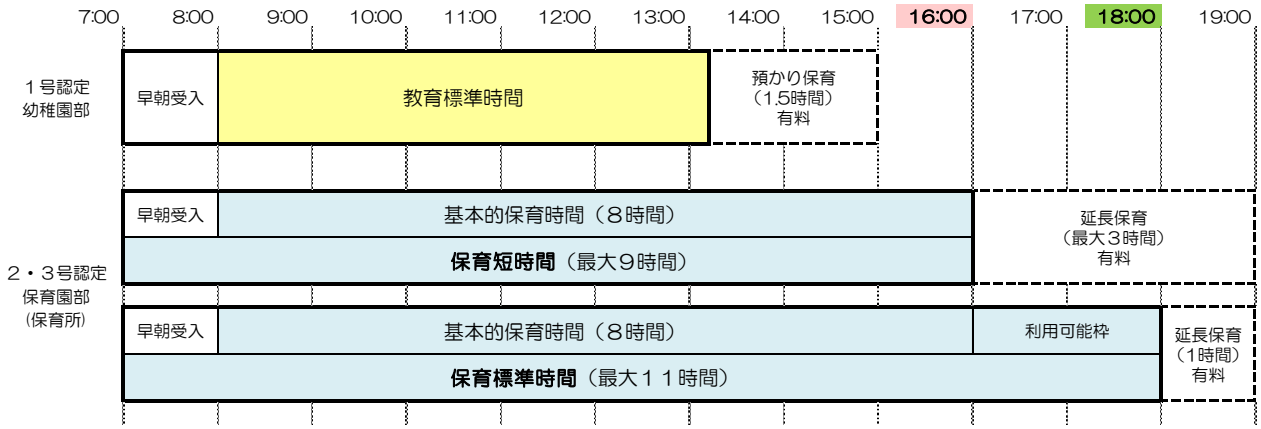

※ 実施時間は各施設で異なりますので、Ｐ13 の施設一覧表にてご確認ください。

※ 長期休業中の一時預かり、預かり保育・延長保育の料金についてはＰ14 にてご確認ください。

２　保育認定(２・３号認定)を受けるために必要な事由

保育園などでの保育を希望する場合には、「保育の必要な事由」に該当することが必要です。保育認定（２号認定・３号認定）は、次の基準を用いて判定されます。

【保育の必要な事由】

保護者（父母）が次の事由により家庭で保育できない場合

	保育の必要な事由		保育必要量	有効期限
①	**就労**（１ヶ月４８時間以上） ※ならし保育については、P16「現在、育児休業を取得していますが～」をご覧ください	日常の家事以外の仕事をしている場合 （パート、アルバイト、内職、自営業などを含む）	**保育標準時間** または **保育短時間** （就労時間により決定します）	雇用期間終了予定日の属する月の月末まで （事由が継続していれば就学前まで）
②	**妊娠、出産**	妊娠中であるか、出産後間もない場合	**保育標準時間** または **保育短時間**	出産予定日から起算して３ヶ月前の日が属する月の初日から産後８週間を経過する日の翌日が属する月末まで
③	**保護者の病気、ケガ、障がい**	病気やケガ、心身に障がいがある場合	**保育標準時間** または **保育短時間**	事由が継続していれば就学前まで
④	**親族の介護、看護**	同居または長期入院している親族を介護、看護している場合		
⑤	**災害復旧**	震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合		
⑥	**求職活動** （起業準備含む）	求職活動を継続的に行っている場合	**保育短時間**	入園後９０日間
⑦	**就学**	学校または職業訓練校に通学している場合	**保育標準時間** または **保育短時間** （就学時間により決定します）	就学期間終了予定日の属する月の月末まで （事由が継続していれば就学前まで）
⑧	**ＤＶや虐待**	児童の虐待やＤＶのおそれがある場合	**保育標準時間** または **保育短時間**	事由が継続していれば就学前まで
⑨	**育児休業取得中の継続利用**	育児休業取得中に既に保育している子どもがいて、継続して利用が必要な場合	**保育短時間**※2	育児休業が終了するまで
⑩	**その他** ・下の子の育児 （就労せずに育児に専念している場合） ・その他市が認める事由	その他、保育の必要な特別な事情※1があり、市が認める場合	**保育標準時間** または **保育短時間** （下の子の育児は保育短時間のみ）※2	・下の子の育児 育児中の児童が３歳になる前日まで ・その他市が認める事由 状況に応じて就学前まで

※１　『集団生活に慣れさせるため』、『社会生活を身につけさせるため』、『友だちがいないため』、『遊ぶ場所がないため』というような理由では、保育認定での入園はできません。

※２　家庭状況（多胎児）等で個別の事情のある方はご相談ください。

３　保育料・給食費

保育料・給食費は、**父母の市町村民税所得割額[※3]の合算額により算定**され、保育料・給食費の切り替え時期は毎年９月になります。４～８月分は前年度市町村民税所得割額、９月分以降は当年度市町村民税所得割額により算定します。

0～2 歳児の給食費（主食・副食・おやつ等）については、保育料に含まれています。3～5 歳児の保育料は無償ですが、給食費については保護者の方に負担いただきます。

※3　市町村民税所得割額は、調整控除を除き、税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割控除・株式等譲渡所得割控除等）の控除前の課税額です。

受入年齢	利用申込みを行う子どもの生年月日	保護者負担
０歳児	令和８年（2026年）4月2日以降	保育料（P4参照）
１歳児	令和７年（2025年）4月2日～令和８年（2026年）4月1日	
２歳児	令和６年（2024年）4月2日～令和７年（2025年）4月1日	
３歳児	令和５年（2023年）4月2日～令和６年（2024年）4月1日	給食費（P5参照）
４歳児	令和４年（2022年）4月2日～令和５年（2023年）4月1日	
５歳児	令和３年（2021年）4月2日～令和４年（2022年）4月1日	

▶令和９年度　保育料・給食費徴収基準表（月額）

（単位：円）

階層区分	世帯の課税状況				３号認定（0～2歳児クラス）※4月1日時点で0～2歳		２号認定（3～5歳児クラス）※4月1日時点で3～5歳		１号認定
					保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第１階層	生活保護法による支援給付受給世帯				0	0	保育料 0 給食費 免除		保育料 0 給食費 免除
第２階層	市町村民税	非課税世帯			0	0			
第３階層	市町村民税	所得割の課税世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	5,900	5,900			
				上記以外の世帯	13,000	12,800			
第4-1階層			48,600円以上	ひとり親世帯等	5,900	5,900			
			57,700円未満	上記以外の世帯	21,000	20,700			
第4-2階層			57,700円以上	ひとり親世帯等	5,900	5,900			
			77,101円未満	上記以外の世帯	21,000	20,700	保育料 0 給食費 実費徴収		
第4-3階層			77,101円以上97,000円未満		21,000	20,700			保育料 0 給食費 実費徴収
第５階層			97,000円以上169,000円未満		29,000	28,600			
第６階層			169,000円以上301,000円未満		38,000	37,400			
第７階層			301,000円以上397,000円未満		46,000	45,300			
第８階層			397,000円以上		53,000	52,100			

※ 第２子は保育料のみ無償です。第３子以降は保育料・給食費ともに無償です。

※ 入所児童に兄または姉がいる場合、その年齢にかかわらず、人数に応じてカウントします。

※ 保育料は４月１日時点の年齢で決定します。年度途中で年齢が変わっても、保育料は変わりません。

▶保育料について

保育料は、入所開始月上旬に保育料決定通知書でお知らせします。

（1）保育料無償となる子どもについて

下記のいずれかに該当する場合は、保育料が無償となります。

① 3～5 歳児（1 号認定及び 2 号認定）の子ども
② 0～2 歳児（3 号認定）市町村民税非課税世帯の子ども
③ 全所得階層第 2 子以降

（2）母子及び父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等の保育料について

下記のいずれかに該当する場合はひとり親世帯等の軽減が適用になります。
第３階層、第４－１階層、第４－２階層の世帯が対象となります。必要書類はＰ１１をご覧ください。

① 児童扶養手当を受給している母子及び父子世帯
② 児童扶養手当を受給していないが「事実婚に関する申立書」を提出した母子及び父子世帯
③ 同居親族に障がい児（者）のいる世帯（児童本人も含む）

（3）保育料の納付について

■私立保育園または公立保育園、幼保園、こども園の場合

所定の保育料を本市に納付していただきます。保育料は口座振替により納付していただくことになりますので、口座振替依頼書をご指定の金融機関へ直接提出してください。

口座振替開始期は振替依頼書提出の翌月からになります。依頼書は各保育施設および本庁保育課に設置してあります。保育料の口座振替日は毎月２５日、再振替日は翌月１０日です。なお、口座振替日が金融機関の休業日にあたるときは翌営業日に振替を行います。

■私立こども園、小規模保育園の場合

保育料は利用される施設にお支払いいただくこととなります。お支払いの方法等については、各施設にご確認ください。

※ 教育・保育施設の一覧は、P13 をご覧ください。

▶給食費について

3～5 歳児の給食費（主食・副食・おやつ等）については、実費徴収する費用として、主食費（主食を提供する園のみ）・副食費ともに保護者に負担いただきます。

（1）給食費免除となる子どもについて

下記のいずれかに該当する場合は、給食費が免除となります。
免除対象者には、市から別途通知を送付して、お知らせします。

① 年収 360 万円未満相当世帯の子ども
② 全所得階層第 3 子以降

（2）給食費の納付について

■公立保育園・幼保園・こども園の場合

口座振替により納付していただくことになります。口座振替依頼書をご指定の金融機関へ直接提出してください。納期限・取り扱い金融機関は、保育料と同様です。

副食費は月額 4,500 円※4 となりますが、主食を提供する園（春江幼保園、春江東幼保園）については、主食費・副食費あわせて月額 5,000 円※4 となります。

■私立保育園・こども園の場合

給食費は「各施設が定めた額」を各施設へ直接お支払いいただくことになります。お支払いの方法、金額等については、各施設にご確認ください。

※ 教育・保育施設の一覧は、P13 をご覧ください。

※4 副食費・主食費の費用は令和８年度の金額です。令和９年度以降は見直しとなる可能性があります。

４　入園までの日程と申請方法

４月からの入園だけでなく、令和９年度（2027年度）の途中から保育園等へ預けたい方も、下記の受付期間内に申請してください。

入園申込者数が定員を超えた場合は、各世帯の状況を点数化し、入園者を選考します。先着順や抽選ではありません。

▶申請受付期間

窓口受付 （平日のみ）	**令和8年10月1日（木）～10月30日（金）** 【受付時間】午前８時30分～午後５時15分（園受付の場合は、開園時間内） 【受付場所】本庁保育課、各保育施設※5、各支所※6
オンライン受付	**令和8年10月1日（木）～10月30日（金）** 【受付時間】24時間受付 【申請方法】詳細はP9をご覧ください。

※5　保育課以外に提出された場合、書類の不備等について連絡する場合があります。
※6　各支所では、申請書類を預かるのみとなります。

▶申請に必要な書類

児童の状況	必要書類	備考
■入園申込みをされるすべての方	教育・保育給付認定（現況）申請書兼保育所等入園申込書	児童１人につき１部
	個人番号確認書兼委任状	１世帯につき１部
■2・3号認定（保育園部）を希望する方	保育の必要な事由を証明する書類	詳細はP10をご覧ください
■食物アレルギーがある方	食物アレルギー対応食申請書（生活管理指導表）	
■病気又は心身に障がいがある方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかのコピー	等級及び本人の氏名、生年月日、住所の記載のあるもの
■保育料・給食費の算定ができない方	保育料・給食費算定のための書類	詳細はP11をご覧ください
■まだ産まれていない場合	母子健康手帳の写し	分娩予定日記載ページ

▶私立こども園の幼稚園部（1 号認定）の申し込みについて

私立こども園の幼稚園部の入園を希望する場合は、園への申込みとなります。直接園にお問い合わせください。

なお、教育標準時間認定（１号認定）は市が認定を行いますので、園への入園申込書のほか、『教育・保育給付認定申請書兼保育所等入園申込書』もあわせて提出してください（オンライン申請はご利用いただけません）。

【私立こども園一覧】

区分	【地区】施設名
幼稚園型 認定こども園	【丸岡】緑幼稚園
幼保連携型 認定こども園	【三国】三国松涛こども園・認定こども園三国ひかり 【丸岡】もみじ認定こども園・まごころ認定こども園 しろの子認定こども園・わっかこども園・よつばこども園 【春江】いと勢認定こども園 【坂井】認定こども園大関保育園・すずらんこども園・坂井松涛こども園

幼稚園部の預かり保育について

私立こども園の幼稚園部にて、長期休業中または教育標準時間前後に有料で預かり保育を行っています。教育標準時間・預かり保育の実施時間は各施設で異なりますので、Ｐ13 の施設一覧表にてご確認ください。

また、保育の必要な事由がある場合※7 は、預かり保育の利用料が無償になります（上限あり）。預かり保育利用前に申請※8 が必要となりますので、私立こども園の幼稚園部への入園が決定した後、園にお問い合わせください。

※7　P2「保育の必要な事由」のいずれかに該当する場合
※8　申請時には P10「保育の必要な事由を証明する書類」の提出が必要です

▶入園までのスケジュール

入園申込（10月1日～10月30日）

1号認定を希望される場合（幼稚園部）

1. 幼保園、こども園または保育課に『教育・保育給付認定申請書兼保育所等入園申込書』を提出します
※私立園の入園申込みは直接園にお問い合わせください
2. 市が教育・保育給付認定を行います（1号認定）
3. 申請者の状況に応じて、公立園については市が、私立園については園が利用調整をします

2・3号認定を希望される場合（保育園部）

1. 保育園、幼保園、こども園または保育課に『教育・保育給付認定申請書兼保育所等入園申込書』と『保育を必要とする事由を確認できる書類』を提出します
2. 市が教育・保育給付認定を行います（2・3号認定）
3. 申請者の希望、保育園等の状況に応じて、市が利用調整をします

令和９年
1月上旬～中旬 ▸ 4 保育園等の入園内定通知発送

1月下旬以降 5 各保育園等にて面接の実施　※年度途中入所者は後日個別対応

2月中旬以降 ▸ 6 （4月入所者のみ）支給認定決定通知書、保育利用決定通知書発送

2月下旬～3月上旬 ▸ 7 各保育園等にて入園説明会を実施　※年度途中入所者は後日個別対応

4月 ▸ 8 入園

※教育・保育給付認定については、通常は申請から30日以内に支給認定証を交付することとなっていますが、施設利用申請書と兼ねるため、入所承諾書の発行と同時に発送します。
※年度途中入園の場合、入所承諾書は入園する月の約１週間前に発送します。

転入予定で申込をされる方

現在坂井市外在住の転入予定者で、４月以降に坂井市の施設を入園希望される方は、入園予定日までに転入の手続きを行ってください。手続きが完了していない場合、入園日現在で坂井市民と認められないため、入園の承諾が取り消される場合や別途保育料が発生する場合があります。

◆オンラインを利用した入園申込みについて◆

坂井市では、オンラインによる保育園等の入園申込みが可能です。
窓口での手続きは混み合う場合があるため、ご自宅から24時間いつでもお手続きいただけるオンライン申請をぜひご利用ください。

■対象者

入園希望日時点で保護者と入園希望児童の住民票が坂井市内にある方

※ 坂井市に転入予定の方も対象となります。

※ 医療的なケア等、特別な支援を必要とする児童は、事前に保育課にご相談ください。

■事前にご準備いただくもの

・スマートフォン または パソコン
・マイナンバーカード
・入園申込に必要な書類（P6参照）

■申請に必要な所要時間

約15分程度

■注意事項

・兄弟姉妹で同時に申込をする場合は、一人ずつ申請が必要です。
・電子申請は、必ず手元に必要な書類がすべて揃ってからお願いします。
・添付いただくデータは、写真などの画像データのほか、pdf・エクセルファイル等でも構いません。

■QRコード

１号認定（幼稚園部）を希望する方

２・３号認定（保育園部）を希望する方

※私立こども園の幼稚園部に入園を希望する方は施設に直接お申し込みください。

※ 上記QRコードが読み込めない場合は、「ぴったりサービス」と検索してください。

手続きの検索方法　市町村名「坂井市（福井県）」▶検索条件「カテゴリ」▶カテゴリ「子育て」
▶「教育・保育給付認定（現況）申請書兼保育園等入園申込書」

▶保育の必要な事由を証明する書類（２・３号認定を希望する場合）

保育の必要な事由	提　出　書　類　※提出は保護者（父母）のみ
①就労	常勤、パート、内職 → 就労証明書 自営業 → 自営業申立書および添付資料 ※内職の場合は、出来高明細書の添付も必要です 添付資料　営業許可証・開業届・就業規則・登記事項証明書等いずれかの写し、又は、自営収入を証明するもの（前年の確定申告書、収支内訳書等の写しなど）
②妊娠、出産	出産前　→　母子健康手帳（分娩予定日記載ページ）の写し 出産後　→　母子健康手帳（出生届出事項証明のページ）の写し
③病気、ケガ、障がい	病気、ケガ → 診断書※（３ヶ月以内のもの） 障がい　→ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し
④親族の介護、看護	介護申立書および添付資料 添付資料　介護認定を受けている方の介護…介護保険証（写し） 障害者手帳を持っている方の介護…障害者手帳（写し） 傷病の方の介護…診断書※（3ヶ月以内のもの）
⑤災害復旧	り災証明書
⑥求職活動	就労予定申立書
⑦就学	在学（受講）証明書、受講時間及び在学期間の詳細が確認できる資料
⑧ＤＶや虐待	配偶者からの保護に関する証明書等
⑨育児休業取得中	就労証明書（育児休業欄を記載したもの） 又は育児休業取得期間が分かる証明書等の写し
⑩その他 ・下の子の育児 ・その他市が認める事由	下の子の育児　→　母子健康手帳（出生届出事項証明のページ）の写し その他　→　市が必要と認める書類

※　診断書について、半年ほどで状況の確認をさせていただく場合があります。

保育の必要な理由の変更や消滅について

入園後に保育の必要な事由が変わった場合、有効期間や保育必要量も変わります。

変更があった場合、または理由がなくなった場合には、必ず保育施設にお知らせいただくとともに、教育・保育給付認定変更申請書と必要書類をご提出ください。必要な書類については、上記「保育の必要な事由を証明する書類（２・３号認定を希望する場合）」をご確認ください。

なお、認定による保育必要量の変更（標準時間⇔短時間）は、変更申請の翌月から適用されますのでご了承ください。

▶保育料・給食費算定のための書類（該当者のみ）

次の各区分に該当する場合には、指定した書類を提出してください。

Ⅰ．令和８年度市町村民税が坂井市以外で課税されている場合

令和８年１月２日以降に転入してきた方等でマイナンバーにより照会ができない場合は、下記の市町村民税の税額を確認できる書類が父母ともに必要となります。

世帯類型		必要書類	備考
1	市町村民税が給与から引かれている方（会社員等）	令和8年度市町村民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書	写し
2	市町村民税を納税通知書で直接納めている方	令和8年度市町村民税・県民税 納税通知書	写し
3	1または2の書類が用意できない方	令和8年度市町村民税・県民税 課税証明書（税額が確認できるもの）	令和8年1月1日時点の住民票登録市町村で交付されたもの
4	令和8年1月1日に海外在住であった方	令和7年１月～１２月までの収入が分かる書類（給与明細書等）	外国語で記載されている証明書類の場合、和訳文の提出も必要

Ⅱ．ひとり親世帯等の軽減を適用する場合

世帯の種別	必要書類
■児童扶養手当を受給している母子及び父子世帯	添付書類は必要ありません
■児童扶養手当を受給していない母子及び父子世帯	事実婚に関する申立書と戸籍謄本
■同居親族に障がい児（者）のいる世帯（児童本人も含む）	交付を受けている手帳の写し等（下記のうち、いずれか） 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給していることが証明できる書類の写し

Ⅲ．入園児童のきょうだい児（就学前年齢）が特別支援学校等に在籍している場合

入園児童のきょうだい児（就学前年齢）が特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設等に在籍している場合は、各施設が発行する在籍証明書を提出してください。

所得不明者の保育料・給食費について

所得が判明できる書類の提出がない場合や住民税未申告である場合は、必要書類の提出（住民税申告）が確認されるまで、保育料・給食費は最大階層（第８階層）で決定されます。

証明書等の提出後、正しい保育料・給食費が決定され、納付頂いた保育料・給食費と差額が生じた場合は、その差額分は返還されます。確定申告や住民税申告の必要な保護者の方は、必ず税務署や税務担当課で申告してください。

５　坂井市外の保育施設を希望する場合（広域入所）

坂井市に住民登録がある児童で、里帰り出産や、両親の遠隔勤務地による送迎困難といった理由などによって、市外の保育施設に入所を希望することができます。

▶坂井市外の幼稚園やこども園（１号認定：幼稚園部）を希望される方

坂井市で教育・保育給付認定を受けます。直接施設にお申し込みいただき、併せて『教育・保育給付認定申請書兼保育園等入園申込書』を入所する月の前月１５日までに坂井市に提出してください。

▶坂井市外の保育園やこども園（２・３号認定：保育園部）を希望される方

坂井市で教育・保育給付認定を受けます。入所する月の前月１５日までに坂井市にお申し込みください。まずは保育課にご相談ください。

なお、坂井市外の方が、坂井市内の保育施設への広域入所を希望される場合は、住民票のある自治体にご相談ください。

広域入所に係る留意事項

広域入所は、市町村の区域を超えた広域的な対応が必要と判断された場合のみ利用ができるものであり、求職活動、育児休業取得中、下の子の育児、実家に近いからといった理由では広域入所はできません。

保育施設所在市町と協議により承諾を受けて入所が認められますので、申込によって入所が確約されるものではありません。また、翌年度の継続入所においても優先されません。

広域入所の実施状況は市区町村により異なりますので、申込時期および申込期限等、事前にご希望の保育施設がある市区町村によく確認をしてください。

６　坂井市内教育・保育施設一覧（令和９年４月１日予定）

◎全園で障害児保育を実施しています

地区	公私別	施設番号	施設名	所在地	電話番号	2・3号（保育園部）※1				1号（幼稚園部）				土曜保育実施場所※2	一時預かり
						定員	受入年齢	保育標準時間	延長保育	定員	受入年齢	教育標準時間	預かり保育		
三国	公立	1	三国南幼保園	三国町南本町1-4-35	81-2910	80	3歳児から	7:00～18:00	19:00まで	-	3歳児から	7:00～13:30	15:00まで	みくに未来幼保園	
		2	みくに未来幼保園	三国町神明1-5-46	81-2373	150	8週から	7:00～18:00	19:00まで	-	3歳児から	7:00～13:30	15:00まで		○
		3	▶雄島こども園	三国町陣ケ岡16-13-3	82-0094	155	8週から	7:00～18:00	19:00まで	15	3歳児から	7:00～13:30	15:00まで	みくに未来幼保園	○
		4	加戸幼保園	三国町加戸34-30-1	82-0097	100	8週から	7:00～18:00	19:00まで	-	3歳児から	7:00～13:30	15:00まで	みくに未来幼保園	
	私立	5	米納津保育所	三国町黒目18-18	81-3069	25	8週から	7:00～18:00	19:00まで						○
		6	▶三国松涛こども園	三国町運動公園2-15-15	82-7369	120	8週から	7:00～18:00	19:00まで	15	満3歳から	8:00～14:00	7:00～8:00 14:00～18:00		○
		7	▶認定こども園三国ひかり	三国町楽円53-3	81-6565	90	8週から	7:00～18:00	19:00まで	15	満3歳から	8:30～13:30	7:00～8:30 13:30～18:00		○
丸岡	公立	8	霞幼保園	丸岡町霞町3-10-1	66-0848	140	8週から	7:00～18:00	19:00まで	-	3歳児から	7:00～13:30	15:00まで	今福幼保園	○
		9	今福幼保園	丸岡町今福13-7	66-1196	160	8週から	7:00～18:00	19:00まで	-	3歳児から	7:00～13:30	15:00まで		
		10	安田幼保園	丸岡町下安田19-9	66-0196	140	8週から	7:00～18:00	19:00まで	-	3歳児から	7:00～13:30	15:00まで		
		11	鳴鹿幼保園	丸岡町上金屋5-15	66-2757	100	8週から	7:00～18:00	19:00まで	-	3歳児から	7:00～13:30	15:00まで	安田幼保園	
	私立	12	Ⓑつぼみ保育園	丸岡町坪江9-11	66-2564	100	8週から	7:00～18:00	19:30まで						○
		13	▶もみじ認定こども園	丸岡町板倉45-9	67-6760	60	8週から	7:00～18:00	19:00まで	15	満3歳から	8:30～13:30	7:00～8:30 13:30～18:00		○
		14	▶まごころ認定こども園	丸岡町長崎8-5-3	68-0756	85	8週から	7:00～18:00	19:00まで	15	満3歳から	8:30～14:00	7:00～8:30 14:00～18:00		○
		15	▶しろの子認定こども園	丸岡町本町4-60	68-0360	90	8週から	7:00～18:00	19:00まで	15	満3歳から	8:30～14:00	7:00～8:30 14:00～18:00		○
		16	▶わっかこども園	丸岡町愛宕9-1	68-0181	115	8週から	7:00～18:00	19:00まで	15	満3歳から	9:00～13:30	7:00～9:00 13:30～18:00		○
		17	プチわっか※3	丸岡町吉政35-19	50-2788	18	8週から 2歳児まで	7:00～18:00	19:00まで					わっかこども園	○
		18	▶よつばこども園	丸岡町磯部福庄24-18	68-1112	130	8週から	7:00～18:00	19:00まで	10	満3歳から	9:00～13:30	7:00～9:00 13:30～18:00		○
		19	緑幼稚園※4	丸岡町霞町1-5	66-1194	15	8週から	7:00～18:00	19:00まで	10	2歳児から	9:00～14:00	7:00～9:00 14:00～18:00		○
春江	公立	20	春江幼保園※5	春江町江留下屋敷220	51-2372	100	5歳児のみ	7:00～18:00	19:00まで	-	5歳児のみ	7:00～13:30	15:00まで	春江東保育園	
		21	春江中保育園	春江町本堂5-42	51-0480	80	8週から	7:00～18:00	19:00まで					春江西幼保園	
		22	春江東保育園	春江町中筋高田11	51-2288	120	8週から	7:00～18:00	19:00まで						
		23	春江北幼保園	春江町中庄11-2-3	51-9622	190	8週から	7:00～18:00	19:00まで	-	3歳児から	7:00～13:30	15:00まで	春江西幼保園	
		24	春江西幼保園	春江町松木11-7	51-3046	190	8週から	7:00～18:00	19:00まで	-	3歳児から	7:00～13:30	15:00まで		○
		25	春江東幼保園	春江町中筋29-1	58-5833	80	3歳児から	7:00～18:00	19:00まで	-	3歳児から	7:00～13:30	15:00まで	春江東保育園	
	私立	26	春江みどり保育園	春江町江留下宇和江9	51-0285	90	8週から	7:00～18:00	19:00まで						
		27	▶いと勢認定こども園	春江町江留下高道67	51-2715	128	8週から	7:00～18:00	19:00まで	12	満3歳から	9:00～13:30	7:00～9:00 13:30～18:00		○
		28	春江ゆり保育園	春江町随応寺東3	51-5200	165	8週から	7:00～18:00	19:00まで						
坂井	公立	29	▶坂井こども園	坂井町宮領40-25-1	66-5959	135	8週から	7:00～18:00	19:00まで	15	3歳児から	7:00～13:30	15:00まで		○
	私立	30	▶Ⓑ認定こども園大関保育園	坂井町大味27-14	72-1870	85	8週から	7:00～18:00	19:00まで	15	満3歳から	8:00～14:00	7:00～8:00 14:00～18:00		○
		31	▶Ⓑすずらんこども園	坂井町高柳117-11-2	72-1244	50	8週から	7:00～18:00	19:00まで	10	満3歳から	8:00～14:00	7:00～8:00 14:00～18:00		○
		32	Ⓑるんびに保育園	坂井町下兵庫254-31-2	72-0229	50	8週から	7:00～18:00	19:00まで						
		33	▶坂井松涛こども園	坂井町長畑14-1-1	50-2181	130	8週から	7:00～18:00	19:00まで	15	満3歳から	8:00～14:00	7:00～8:00 14:00～18:00		○

※1　保育園・幼保園・こども園・小規模保育園の全園で、土曜保育を実施しています。
※2　土曜保育実施場所は、実施場所が違う園のみ記載しています。公立園の開園時間は 7 時から 19 時までです。保育園等に入園していない児童は利用できません。
※3　小規模保育園です。
※4　令和９年度から幼稚園型認定こども園になる予定です。１号認定は満３歳からです。
※5　新規・転園児の受付は５歳児のみとなります。

▶　認定こども園
Ⓑ　送迎バス有

7　保育サービス

預かり保育

各幼保園およびこども園の幼稚園部では、長期休業中または教育標準時間終了後に
有料での預かりを行っています。実施時間は各施設で異なりますので、P13 で確認してください。
※私立こども園の預かり保育の利用料金は、直接園にお問い合わせください。

【公立園の利用料金】
●預かり保育　　月額　2,500 円、　日額　200 円
●長期休業中の預かり　　1 日（4 時間以上）2,000 円、　半日（4 時間未満）1,000 円

【預かり保育の無償化】
保育の必要な事由がある場合は、預かり保育の利用料が無償になります（上限あり）。
利用前に申請が必要となります。入園決定後、園にお問い合わせください。
保育の必要な事由は、P2 にてご確認ください。

延長保育

各保育園、幼保園およびこども園の保育園部では、「保育標準時間」「保育短時間」終了後に
有料で延長保育を行っています。利用時間は 1 時間単位です。
※私立保育園等の延長保育の利用料金は、直接園にお問い合わせください。

【公立園の利用料金】
●保育標準時間児童　　単発利用　1 時間　200 円、　月額　2,500 円
例）18 時を超えて保育を希望する場合（19 時まで）、1 回あたり 200 円の利用料金がかかります。

●保育短時間児童　　単発利用　1 時間　200 円
例）16 時を超えて保育を希望する場合、1 回あたり 17 時までで 200 円、18 時までで 400 円、
19 時までで 600 円の利用料金がかかります。

誰でも通園制度

保護者の就労の要件を問わず、0 歳６か月から 3 歳未満の認可保育園、認定こども園等の
施設に入所していない児童を、月一定時間、保育園等に預けることができます。

利用できる施設や利用料金については、保育課にお問い合わせください。

▶すべての児童が利用できるサービス

一時預かり★

認可保育園、認定こども園等の施設に入所していない児童について、
一時的に家庭での保育ができなくなった場合に、保育施設において短期間お預かりします。
一月あたり原則 **12 日まで**利用可能です。利用を希望する場合は直接施設にお問い合わせください。
※私立保育園等および民間施設での料金・上限日数は、直接施設にお問い合わせください。

【実施施設】
●公私立保育施設　P13 の施設一覧表の『一時預かり』欄にてご確認ください。
●坂井来春会 子育て支援センターゆり　（春江町本堂 27-1-1）　☎51-8850

【利用料金】
●公立保育施設　　1 日（4 時間以上）2,000 円、　半日（4 時間未満）1,000 円
＊第 2 子以降、もしくは第 1 子が多胎児である場合、一時預かりの利用料金は無償になります。

病児・病後児保育★　※直接施設へお申込みください。

児童が病気や病気回復中に保護者の就労等によって家庭で育児ができない場合に、一時的にお預かりします。福井市・あわら市・大野市・勝山市・鯖江市・永平寺町・越前町の施設も利用できます。詳しくは子ども福祉課（☎50-3042）までお問い合わせください。

【実施施設】
- ●三国病院病児・病後児保育施設（三国病院内）　☎080-6351-6755
- ●病児・病後児保育所すくすくハウス（丸岡町吉政 35-19）☎97-6415
- ●こあらの部屋（坂井町長畑 14-1-1（坂井松涛こども園））☎50-2181　※病後児のみ実施

【利用料金】　1 日（4 時間以上）2,000 円　　半日（4 時間未満）1,000 円
＊第 2 子以降、もしくは第 1 子が多胎児である場合、一時預かりの利用料金は無償になります。

すみずみ子育てサポート　※直接各施設にお問い合わせ、お申し込みください。

一時的に家庭での保育ができなくなった場合に、一時預かりや家事援助等のサービスを提供します。

【実施施設】
- ●ハーツきっずはるえ　※一時預かり（施設型）（春江町随応寺 25-1）　☎0120-45-3415
- ●きらめきくらしのサポート　※生活支援（福井市開発 5 丁目 1603）　☎52-0655
- ●坂井市シルバー人材センター　※園等への送迎、生活支援（春江町随応寺 17-10）　☎50-1350
- ●あわら市シルバー人材センター※一時預かり（施設型）（日・祝のみ）（あわら市国影 13-13）☎080-6366-1567
- ●すまいりぃきっず（（株）Select）※一時預かり（施設型）（福井市手寄 1 丁目 7-23 駅東さくらビル 2 階）☎97-9366
- ●ベビーシッターくれいどる　※一時預かり（施設型・訪問型）、園等への送迎、生活支援（福井市春日町 249-4）☎090-9767-5095
- ●子育てサポートセンターとらいあんぐる　※一時預かり（施設型・訪問型）、園等への送迎、生活支援（福井市和田東 1 丁目 2216M ﾋﾞﾙ 1 F 東側）　☎89-1789

【利用料金】　1 時間 1,000 円～2,000 円
＊別途、登録料・年会費・昼食代等が必要です。詳しくは、直接施設にお問い合わせください。
＊**坂井市に住民登録**のある方は **1 時間につき 650 円または 1,000 円（一時預かり訪問型　1,500 円）の助成**が受けられます（月ごとに上限有）。

地域子育て支援拠点　※利用に関する詳細については、直接各施設にお問合せください。

子育て家庭に対する育成支援を行います。子どもや保護者たちが気軽に集い、育児相談なども開催し、子育てへの負担を和らげ、安心して子育てできるようサポートします。利用料は、原則**無料**です。

【支援内容】
①子育て親子の交流及び集いの場の提供　　②子育てに関する相談及び援助
③地域の子育て関連情報の提供　　④子育て及び子育て支援に関する講習

【実施施設】
- ●三国子育て支援センター（三国運動公園健康管理センター内）☎81-6550
- ●丸岡子育て支援センター（いきいきプラザ霞の郷内）☎67-4157
- ●坂井子育て支援センター（坂井健康センター内）☎68-4188
- ●もみじアソビーノサロン（もみじ認定こども園内　丸岡町板倉 45-9）☎67-6760
- ●ハーツきっずはるえ（春江町随応寺 25-1）☎58-0882
- ●子育て支援センターゆり（春江町本堂 27-1-1）☎51-8850

★マークのついている事業および認可外保育施設での預かりは、無償化の対象事業です。

下記①～③すべての条件を満たす場合、幼児教育・保育無償化の対象となります。
サービス利用前の認定申請が必要となるため、詳細は保育課にお問い合わせください。

① 3～5 歳児の子ども　または　0～2 歳児で住民税非課税世帯の子ども
② 子どもの保護者（父母）に保育の必要性がある
③ 認可保育園、認定こども園等の施設に入所していない

８　Q&A（よくあるご質問）

≪入園に関すること≫

■**坂井市内のどこの施設にでも入園できますか？**

坂井市内に住所がある子どもであれば、市内のどこの保育園等にでも入園することができます。また、通園区域指定もありません。ただし、定員を超える入園申込のある施設については、施設のある小学校区の方を優先する場合があります。

■**希望する施設に入園できますか？**

保育園等の大きさや保育士の数により**定員が設けられています**ので、定員を超える入園申込のある施設については、市が利用調整を行い、入園する施設が決まります。従って、**希望の施設に入園できない場合もあります**。申請書には**第５希望まで記入**してください。なお、入園希望順位は、利用調整には影響ありません。

■**４月以降の入園は出来ないのですか？**

年度の途中でも入園可能です。毎年**１０月**に次年度の保育園等への入園申込を受け付けますので、年度途中に入園を希望される方も、**受付期間内に申し込み**をお願いします。申し込みは随時受け付けていますが、各施設の定員や保育士の数により入園できない場合もありますのでご留意ください。
※　**入園日は原則として各月の初日となります。**

■**現在、育児休業を取得していますが、職場復帰の前から入園することはできますか？**

育児休業取得中の方は、慣らし保育期間を考慮し「**職場復帰の３週間前が属する月**」から入園することが可能です。

例）５月１日に職場復帰の場合…４月１日からの入園が可能
　　５月２２日に職場復帰の場合…５月１日からの入園が可能

なお、**４月１日**に職場復帰をされる方で、３月からの入所を希望される方は、**年度が異なるため、入園が難しい場合があります**。保育課へご相談ください。

■**坂井市外の保育園等に入園することはできますか？**

保護者の住所がある坂井市内の保育園等へ入園することが**原則**ですが、保護者の勤務地の都合等で坂井市内の施設への送迎が難しい場合等は、市外の保育園等に入園することができます。ただし、坂井市と希望する施設のある自治体が入園に関して協議した上で、入園決定することになりますので、希望する施設へ**入園できない場合もあります**。事前に保育課にご相談ください。

■**坂井市内に引っ越す予定ですが、転入する前でも入園申込はできますか？**

入園申込は可能です。受付期間（１０月）に住所が坂井市にない場合には、「現住所」・「転居する場合の住所」を申請書の該当欄に記入しお申込みください。教育・保育給付認定は転入後に行い、認定証を交付します。

≪保育時間に関すること≫

■**「保育短時間」で認定されましたが、どうしても時間内にお迎えに行けない日があったら、どうすればいいですか？**

「保育短時間」の保育時間を過ぎて預かってほしい場合は、その保育園等が開園している時間までは預けることができますが、**別途料金（１時間 200 円）がかかります**。また、「保育短時間」で認定された方の継続した延長保育の利用はできません。勤務時間等でどうしても保育短時間内での利用が難しい場合は、教育・保育給付認定の変更の手続きをすることにより、「保育標準時間」での利用ができる場合もありますので、保育課にご相談ください。

■**「保育標準時間」の認定を受けられると思いますが、祖父母に送迎を協力してもらえるので、「保育短時間」利用でいいのですが、どうしたらいいですか？**

保護者の希望により、「保育短時間」で認定することはできます。申込書の希望する保育必要量欄の「保育短時間」にチェックを入れてください。

≪保育料に関すること≫

■**０～２歳児の保育料はどのように決められますか？**

父母の市町村民税所得割額の合計で決まります。４月から８月分までの保育料は、**前年度**の市町村民税額、９月から３月分までの保育料は**当年度**分の市町村民税額により算出します。したがって、４月と９月に保育料の決定通知を送付いたします。

■**公立や私立、保育園や認定こども園などの施設によって保育料は違うのですか？**

坂井市内の公立保育園・幼保園・こども園、私立の認可保育園・こども園・小規模保育園であれば、どちらへ入園されても月々の**保育料**は**変わりません**。

■**在園中の年度途中で誕生日を迎えても保育料は変わりませんか？**

入園する年度の**４月１日現在の年齢**で**保育料を計算**しますので、年度途中で誕生日を迎えても保育料算定基準の年齢区分は変わりません。したがって、誕生日を迎えたことによって、**保育料が変わることはありません**。また、誕生日を迎えた後に保育園等に入園した場合も、入園時の年齢ではなく、４月１日現在の年齢で保育料が計算されます。

■**毎月の保育料はどのように納めたらいいですか？**

公立保育園・幼保園・こども園及び私立保育園については**口座振替**を基本としています。保育園等への入園が決まり次第、**口座振替依頼書を提出**していただきます。どうしても現金での納付を希望される場合は、保育園等にお伝えください。口座振替は毎月**２５日**が振替日（納期限）です（振替日が土日祝祭日の場合は翌営業日）。また、**ペイジー口座振替、WEB 口座振替**での受付も行っています。詳しくは、保育課までお問い合わせください。

■**子どもが病気などで保育園等を休んだ場合は、その月の保育料は安くなるのですか？**

保育園等を休んだ日数を計算して、保育料を**安くすることはありません**。もし、里帰り出産などで長期欠席が分かっているようでしたら、保育園等を**退園**する方法をとってください。この場合、保育園等に再入園するには、入園手続きを取っていただきますが、他の子どもの入園により再入園できない場合もありますので、保育園等とご相談ください。

■**毎月の保育料のほかに費用はかかりますか？**

実費徴収する費用として、保護者会費や保育教材費などをいただく場合があります。また、**3～５歳児**については、**給食費**をご負担いただきます。詳しくは入園を希望される保育園等にお尋ねください。

≪その他≫

■**幼稚園部に在園していますが、年度途中に保育園（保育園部）へ変われますか？**

年度途中で、就労などにより家庭状況が変わった場合には、保育園（保育園部）へ入園することもできます。この場合は、１号認定から２・３号認定に変更しなければならないので、**認定変更の手続きが必要**です。また、保育園（保育園部）の定員などの関係から、希望する保育園（保育園部）に**入園できない場合もあります**。なお、夏休みなどの長期休業期間だけの保育園入園は認められません。

■**子どもが在園中に離婚（又は婚姻）しましたが、手続きは必要ですか？**

教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届出書）と**下記の書類**を提出してください。また、保育料や給食費の引落口座に変更がある場合は、**口座振替依頼書**を提出してください。

離婚・婚姻した**翌月から保育料が変わります。**

○離婚　…　子どもの世帯状況を確認し、保育料を計算します。また、保育料の徴収区分の階層が３階層または４階層（４－１～４－２階層）になる方で、児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成の認定がなされているか事実婚に関する申立書の提出があれば、保育料が軽減されます。給食費の軽減に関しても同様です。

○婚姻　…　婚姻相手の**就労証明書、マイナンバー確認書類等必要な書類**を提出してください。婚姻相手の市町村民税所得割額を加算して保育料を計算します。

こどもに関する相談機関

≪坂井市≫

〇子育て・こどもの発達に関すること

こども家庭センター	☎　50-3043 メール相談： j-soudan@city.fukui-sakai.lg.jp	妊産婦や子育て家庭、子どもに関する様々な情報提供や相談（電話・来所・メール相談）
ひまわり相談 （子ども福祉課）	事前予約制 ☎　50-3043	こどもの発達相談（未就学児対象） 専門スタッフ（小児科医・臨床心理士・言語聴覚士）による個別相談
保育課	☎　50-3088	子育てや保育園に関すること
社会福祉課	☎　50-3041	福祉サービス（療育支援）について
子育て支援センター	☎三国　　81-6550 ☎丸岡　　67-4157 ☎坂井　　68-4188	子育てに関すること

〇子育て・家庭に関すること

子どもと家庭の 相談窓口 （子ども福祉課）	☎　50-3043 メール相談： j-soudan@city.fukui-sakai.lg.jp	子どもに関すること、児童虐待、ひとり親家庭相談、女性相談など家庭内の相談など

〇こころの健康に関すること

こころの相談 （健康増進課）	事前予約制　（託児付） ☎　50-3067	臨床心理士によるこころの相談 （不安・ストレス・悩みなど）

≪県施設≫

〇教育相談・学校に関すること

福井県特別支援 教育センター	☎　53-6574	子育て・発達・教育相談
福井県教育総合研究所	☎　58-2150	
県立特別支援学校 （一部抜粋）	福井県立ろう学校　☎　24-5190 福井県立盲学校　☎　54-5280 福井特別支援学校　☎　24-5194 福井南特別支援学校　☎　36-7631 嶺北特別支援学校　☎　67-0100 福井東特別支援学校　☎　53-6575	

○子どもと女性の悩みに関すること

福井県児童・女性相談所 福井県総合福祉相談所	児童相談 ☎　35-1581（平日　8:30～17:15） ☎　35-1781（休日・夜間用）	18 歳未満の子どもに関すること（養護、虐待・非行・しつけ・障がい、不登校、言葉や発達の遅れなど）
	女性相談 ☎　35-1725（平日　8:30～17:15） 夜間女性相談（毎日）17:15～22:00	女性の悩みに関すること（結婚・離婚・家庭不和・夫や恋人からの暴力など）
	こどもの虐待防止相談 ☎　35-1781（24 時間 365 日受付） ☎　189	虐待かどうか迷う場合でもご連絡ください
	こころの相談　☎　26-4400	こころの相談
福井県ひきこもり 地域支援センター	ひきこもりの相談　☎　87-0412	ひきこもりに関する相談

≪子どもの発達に関する相談機関（医療機関）≫

あわら病院	☎　79-1211	「発達外来」　医師による相談、診療（予約制）
福井県こども 療育センター	☎　53-6570	運動面・精神発達面についての診療、相談、療育（予約制） （初診は医療機関からの紹介が必要）
福井大学医学部附属病院	☎　61-3111	「子どものこころ診療部」 発達面の相談、検査、診断（予約制） （初診は医療機関からの紹介が必要）
平谷こども 発達クリニック	☎　54-9600	一般外来の他に発達外来もあり 発達面についての相談、診療、療育（予約制）
福井愛育病院	☎　54-5757	週２回「子どもの心診療部」で相談、診療（予約制）
福井県医療的ケア児者 支援センター	☎　97-9210 Fax 97-6299	医療的ケア児者およびその家族に対する相談支援 （電話・FAX・メール・来所（予約制）） ✉　fukui.icare@gmail.com

≪坂井市内の児童発達支援センター≫

子ども発達支援センター こぶし園	☎　68-0524	専門スタッフによる、お子さんの発達や子育ての悩みについての相談

○発達障害に関すること

【福井県発達障がい児者支援センタースクラム福井】

発達障害のある方とそのご家族が安定して地域で生活できるように、相談支援、療育支援を行っています。
☎　22-0370

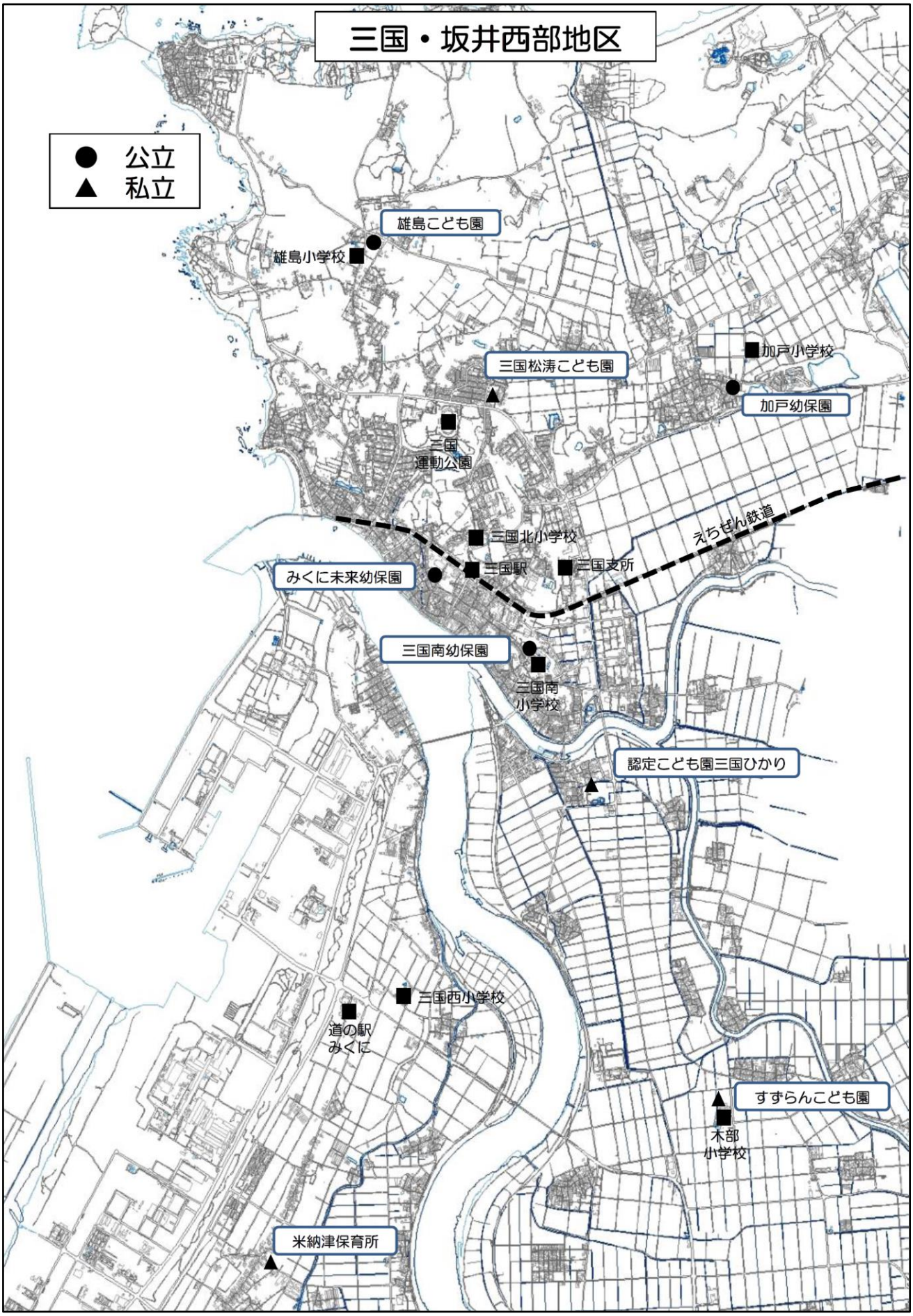
三国・坂井西部地区
公立
私立
雄島こども園
雄島小学校
三国松涛こども園
加戸小学校
加戸幼保園
三国
運動公園
えちぜん鉄道
三国北小学校
三国駅
三国支所
みくに未来幼保園
三国南幼保園
三国南
小学校
認定こども園三国ひかり
三国西小学校
道の駅
みくに
すずらんこども園
木部
小学校
米納津保育所

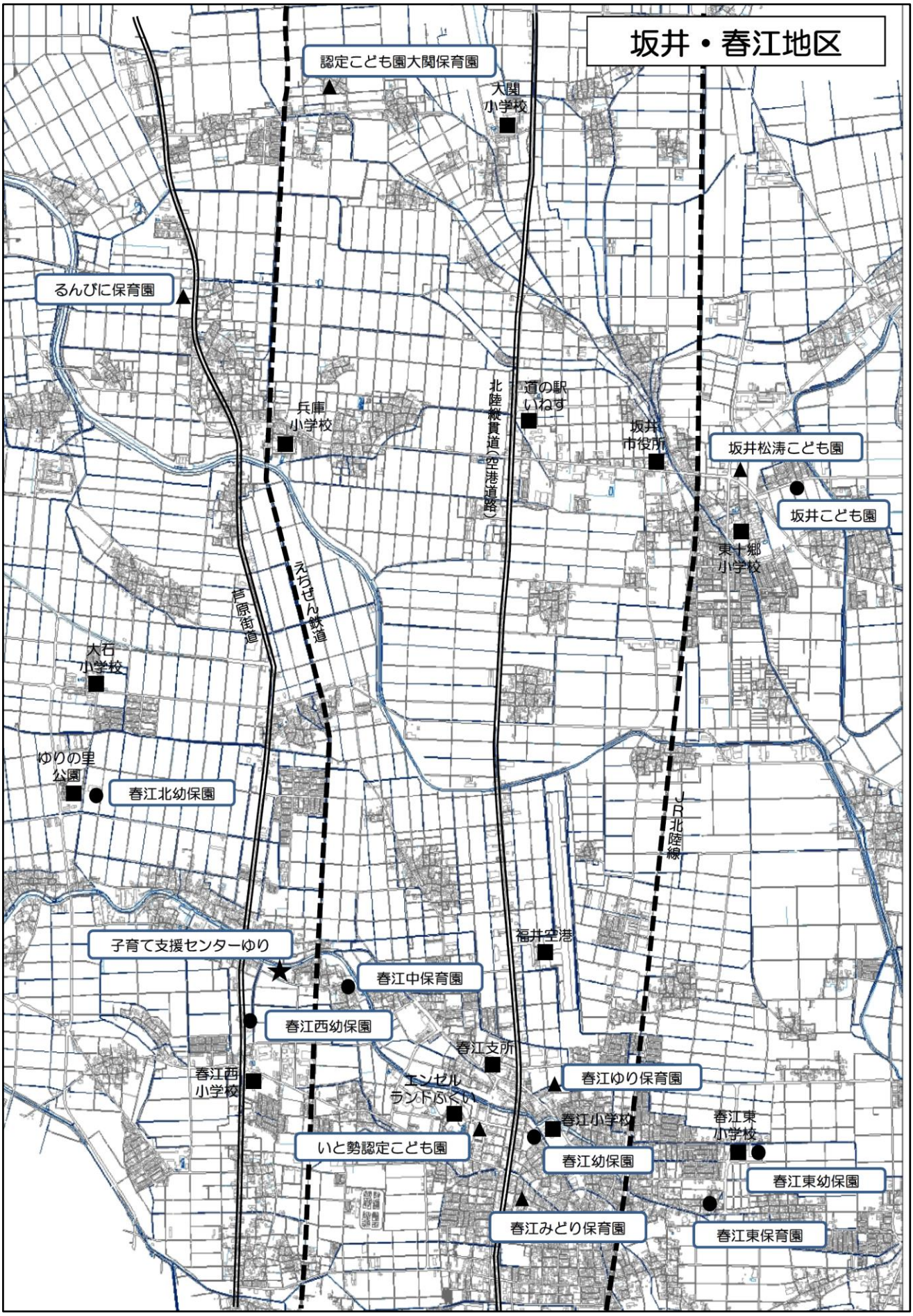
坂井・春江地区
認定こども園大関保育園
大関
小学校
るんびに保育園
兵庫
小学校
北陸縦貫道（空港道路）
道の駅
いねす
坂井
市役所
坂井松涛こども園
坂井こども園
東十郷
小学校
芦原街道
えちぜん鉄道
大石
小学校
ゆりの里
公園
春江北幼保園
JR北陸線
福井空港
子育て支援センターゆり
春江中保育園
春江西幼保園
春江支所
春江西
小学校
エンゼル
ランドふくい
春江ゆり保育園
春江小学校
春江東
小学校
いと勢認定こども園
春江幼保園
春江東幼保園
春江みどり保育園
春江東保育園

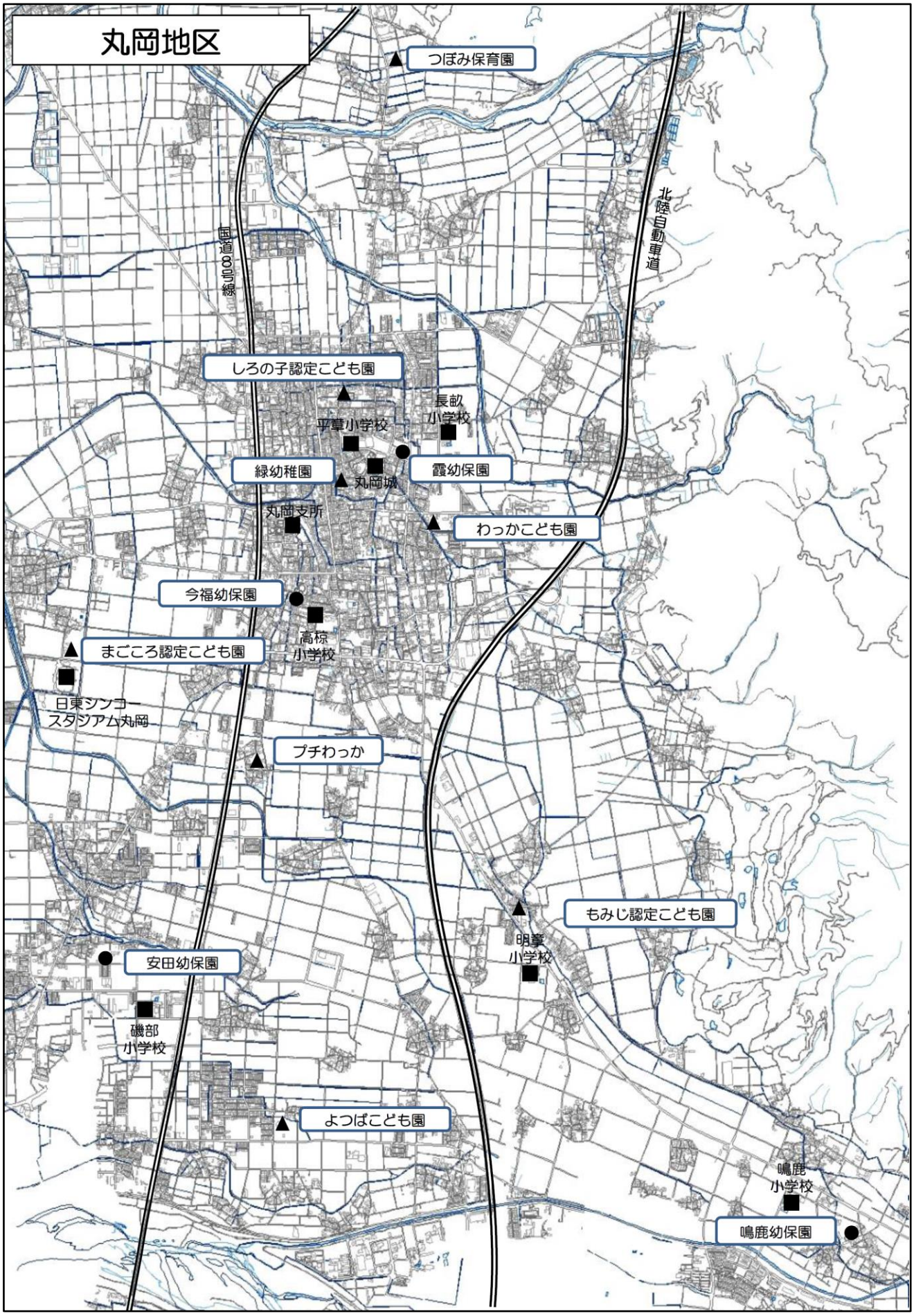
丸岡地区
つぼみ保育園
国道8号線
北陸自動車道
しろの子認定こども園
長畝
小学校
平章小学校
霞幼保園
緑幼稚園
丸岡城
丸岡支所
わっかこども園
今福幼保園
高椋
小学校
まごころ認定こども園
日東シンコー
スタジアム丸岡
プチわっか
もみじ認定こども園
明章
小学校
安田幼保園
磯部
小学校
よつばこども園
鳴鹿
小学校
鳴鹿幼保園